

番号：131223

国名：パキスタン

担当部署：パキスタン事務所

案件名：自動車産業振興アドバイザー業務

1 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：自動車産業振興アドバイザー
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2 契約予定期間：

- (1) 全体期間：2014年1月下旬から2015年1月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内0.6M/M、現地8.5M/M、合計9.1/M
- (3) 業務日数：準備期間 第1次派遣 国内作業 第2次派遣 整理期間
5日 131日 2日 124日 5日

本業務においては複数の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10特記事項を参照願います。

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：1月8日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出、または調達部受付（JICA本部1F）への書類の提出

※2013年10月2日以降の公示案件（業務実施契約（単独型）のみ）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を試行導入しています。提出方法等詳細については、JICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ）をご覧ください。

4 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - 1) 業務方針の基本方針 16点
 - 2) 当該業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等
 - 1) 類似業務の経験 28点
 - 2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8点
 - 3) 語学力 16点
 - 4) その他 学位、資格等 12点

5) 業務従事者によるプレゼンテーション

16点
(計100点)

類似業務	自動車産業振興に係る各種業務
対象国／類似地域	パキスタン/全途上国
語学の種類	英語

5 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6 業務の背景

パキスタンにおける 2010～2011 年度の産業別 GDP 比率は第一次産業が 21.6%、第二次産業が 25.3%（うち製造業 14.5%）、第三次産業が 53.1%である。その中で製造業は経済成長の原動力となってきた。パキスタン政府は、「Vision2030」において、2030 年までに年率 7%以上の成長により一人当たり GDP を 4,000 米ドルまで上昇させる目標を掲げている。上記目標に向けて「Vision2030」は製造産業のシェアを現状の 18%から、2030 年までにインドネシア・マレーシア並みの 30%まで引き上げることを目指しており、そのためには製造業部門を含む工業部門全体が年率 9.83%以上で成長する必要がある。

こうした背景の中、同国産業の競争力を強化するためには、製造業、とりわけ裾野産業分野が広く、かつ付加価値が高く、今後の高い成長が期待される自動車分野の育成が重要である。その自動車産業における日系企業の市場占有率は 4 輪車で 99.5%、2 輪車で 46%を占めている。パキスタン国政府は、2007 年 7 月に 5 ヶ年計画“Auto Industry Development Program(AIDP)”を発表し、自動車産業振興を重要テーマのひとつとして位置付け、7 項目に亘る施策を提言したが、2012 年の終了時に実現した施策はその一部のみであった。

以上のような背景を踏まえ、JICA はパキスタン向け「産業育成・投資環境プログラム」として、2009 年～2010 年度において開発計画調査型技術協力プロジェクト「自動車産業振興政策策定プロジェクト」を実施した。同調査結果では、技術力向上、人材育成、経営支援、組織・制度構築、品質・安全・環境基準改善の 5 分野に亘り、17 項目の施策が提言された。

それに基づき JICA は 2012～2013 年度、「自動車部品中小企業技術力強化支援専門家」を派遣し、産業省中小企業開発庁 (SMEDA) を通じ自動車部品製造中小企業に対する技術指導を実施した。さらに JICA は 2012～2013 年度、「自動車産業振興アドバイザー」を派遣し、パキスタンの自動車産業政策を担う産業省工業開発局 (EDB: Engineering Development Board、以下 C/P 機関) の政策実施能力向上、AIDP の改定版となる “Auto Industry Policy (AIP)” 案の検証とともに、具体的かつ実効性のある政策立案を支援した。同専門家は自動車産業全体の現地調達拡大および競争力向上のため、最優先課題として、国産新車需要促進、自動車部品産業の基盤強化、国際基準と整合性のある自動車安全・環境基準導入の 3 項目を提言した。このような背景のもと、今後発効予定である “Auto Industry

(AIP)” に基づく諸施策の具体化及び実施支援、および 2012-2013 年度「自動車産業振興アドバイザー」による 3 項目の提言の具体化を目的として、2013-2014 年度「自動車産業振興アドバイザー」を派遣することとしたものである。

7 業務の内容

本業務は、2012-2013 年度「自動車産業振興アドバイザー」による業務の成果を踏まえつつ、パキスタン国 C/P 機関の自動車製造産業に関する知見、関連諸施策の策定および実施能力のさらなる強化のための指導・助言を行うとともに、2015 年以降において C/P 機関が実施すべき事項を提言として取り纏めることを目的とする。

具体的担当事項は以下のとおり。

(1) 国内準備期間 (2014 年 1 月下旬)

1) 2012-2013 年度「自動車産業振興アドバイザー」の報告書を含め、国内で入手可能な情報の収集・分析を行い、業務の背景および概要を把握する。

2) 全体のワーク・プラン (和文・英文) を作成し、JICA 南アジア部および産業開発・公共政策部へ説明・提出する。

(2) 第 1 次派遣期間 (2014 年 2 月上旬～6 月中旬)

1) 現地業務開始時に、C/P 機関及び JICA パキスタン事務所にワーク・プラン (和文・英文) を提出し、業務内容の確認を行う。

2) 自動車産業振興に関する政策および「自動車産業振興政策策定プロジェクト」報告書における提言につき、国産新車需要促進、自動車部品産業の基盤強化、国際基準と整合性のある自動車安全・環境基準導入の 3 つの観点から C/P 機関とともに実効性を検証し、施策の優先順位付けを行う。また、他国の事例等の情報提供を行うとともに、C/P 機関の政策実施能力の強化に係る助言と指導を行う。

3) パキスタン自動車部品・付属品製造者協会（以下「PAAPAM」：Pakistan Association of Automotive Parts and Accessories Manufacturers）に対し、C/P機関が日系自動車製造業の業態等を紹介するセミナーを開催するための支援を行う。

4) パキスタン自動車製造者協会（以下「PAMA」：Pakistan Automotive Manufacturers Association）および日系企業会員と情報交換を行い、政策的支援の可能性を検討する。

5) JICAパキスタン事務所、在パキスタン日本国大使館、在カラチ総日本国領事館と連携して日系商工会等民間経済団体との情報交換を行い、JICAパキスタン事務所等に適宜フィードバックを行う。

6) カラチ地域及びラホール地域において自動車部品産業の生産技術力向上に係る情報を収集し、C/P機関および関係諸機関（中小企業開発庁、JICAパキスタン事務所、JICA産業開発・公共政策部）と随時共有する。

7) 現地業務結果報告書(英文)を作成するとともに、次の現地派遣のためのワーク・プラン(和文・英文)を修正・作成し、C/P機関及びJICAパキスタン事務所に報告・説明、提出する。

(3) 国内活動期間（2014年6月下旬～8月上旬の2日間）

1) 現地業務結果報告書(英文)および次の現地派遣のためのワーク・プラン(和文・英文)をJICA南アジア部および産業開発・公共政策部に提出し、報告と説明を行う。

2) JICA産業開発・公共政策部のコメントをワーク・プラン（和文・英文）に反映させる。

(4) 第2次現地派遣期間(2014年8月中旬～12月下旬)

1) C/P機関及びJICAパキスタン事務所にワーク・プラン(和文・英文)を提出し、業務内容の確認を行う。

2) 第1次派遣に引き続き、以下の項目の観点から、C/P機関に対し政策実施能力の強化に係る助言と指導を行う。

(ア) 国産新車需要促進

(イ) 自動車部品産業の基盤強化

(ウ) 国際基準と整合性のある自動車安全・環境基準の導入

3) 関連政府機関(連邦歳入庁、財務省経済改革ユニット、首相府投資庁、産業省、パキスタン国道・高速道路警察、情報通信省パキスタン標準品質管理庁等)、及び関連民間団体(PAMA、PAAPAM、日パビジネスフォーラム等)に対し、自動車産業振興政策および実施状況に係る情報を提供し、C/P機関がセミナーもしくは連絡会議等を開催するための支援を行う。

4) 第1次派遣に引き続き、自動車部品産業の生産技術力向上に係る情報を収集し、C/P機関および関係諸機関（中小企業開発庁、JICAパキスタン事務所、JICA産業開発・公共政策部）と随時共有する。

5) 第1次派遣に引き続き、JICAパキスタン事務所、在パキスタン日本国大使館、在カラチ総日本国領事館と連携して日系商工会等民間経済団体と情報交換を行い、JICAパキスタン事務所等に適宜フィードバックを行う。

6) 今後C/P機関が実施すべき事項をアクションプランとして纏め、関連政府機関（連邦歳入庁、財務省経済改革ユニット、首相府投資庁、産業省、パキスタン国道・高速道路警察、情報通信省パキスタン標準品質管理庁等）、及び関連民間団体（PAMA、PAAPAM、日パビジネスフォーラム等）を対象とするセミナーを開催し周知する。

7) 現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P機関及びJICAパキスタン事務所に報告・提出する。

(5) 帰国後整理期間(2015年1月上旬)

専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA南アジア部および産業開発・公共政策部へ報告、提出する。

8 成果品等

業務の過程で作成・提出する報告書は以下のとおり。なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

(1) ワーク・プラン(全体、各派遣時)

英文4部（C/P機関、JICAパキスタン事務所、JICA南アジア部、JICA産業開発・公共政策部）

和文3部（JICAパキスタン事務所、JICA南アジア部、JICA産業開発・公共政策部）

(2) 現地業務結果報告書(各派遣終了時)

英文4部（C/P機関、JICAパキスタン事務所、JICA南アジア部、JICA産業開発・公共政策部）

(3) 専門家業務完了報告書（和文2部）

和文3部（JICAパキスタン事務所、JICA南アジア部、JICA産業開発・公共政策部）

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。また、現地派遣中の業務従事月報を作成し、JICAパキスタン事務所へ提出すること。

9 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田⇒バンコク⇒イスラマバード⇒バンコク⇒成田を標準とします。

(2) 戦争特約保険料

本業務地域は災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の対象とはならない。

(3) 一般管理費等の上限加算

本業務の対象地域は、治安面で十分安定しているとはいえない地域であり、通常とは異なる環境下での特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費等の率について10%を上限として加算し、一般管理費等を計上することができるものとする。（イスラマバード市・アボダバード市を含むパキスタン全土における現地業務及び国内作業全体に係る一般管理費等について加算可とする。）

(4) 本業務においては、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、見積書については、年度で分けずに全業務期間分一括して作成すること。

10 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2014年2月4日～同年12月19日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です（但し下記（3）参照のこと）。

② 現地での業務体制

本業務は専門家1人による単独体制ですが、当国でのJICA案件（実施中）である「投資環境整備アドバイザー」、「貿易政策アドバイザー」、および「経済改革アドバイザー」との連携を想定しています。

③ 便宜供与内容

事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎 あり

イ) 宿舎手配 あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

エ) 通訳備上 なし

オ) 現地日程のアレンジ なし

カ) 執務スペースの提供

工業開発局（EDB）における執務スペース提供

(2) 業務実施上の留意点

①現地での調査実施に当たっては在パキスタン・イスラム共和国日本大使館（必要に応じて、在カラチ日本領事館）、JICA パキスタン事務所と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、パキスタン国内での安全対策については JICA パキスタン事務所安全班の指示に従うこと。

②現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

（３）プロポーザル提案事項

業務工程表は、「７ 業務の内容」を参考として、9. 10M/M、渡航回数2回を上限として、プロポーザルにて提案してください。但し、イスラム教断食月（ラマダン）期間およびそれに続く祝祭日（2014年6月28日頃から8月3日頃）の派遣は行わないこととします。

（４）参考資料

本件に係る関連資料（下記）は、JICA南アジア部南アジア第二課(TEL:03-5226-8638)にて閲覧できます。なお、①～⑤の資料はPDFファイルで提供することが可能です。また、⑥～⑧の資料はJICAホームページ上のJICA図書館ポータルサイト(<http://libopac.jica.go.jp/>)よりPDFファイルでダウンロード可能です。

- ①『パキスタン・イスラム共和国自動車産業振興政策策定プロジェクト報告書（要約）』
- ②『中小企業育成・投資環境整備プログラム・中小企業育成戦略専門家業務完了報告書』
- ③『自動車部品中小企業技術力強化プロジェクト報告書』
- ④『投資環境整備アドバイザー業務完了報告書』
- ⑤『自動車産業振興アドバイザー業務完了報告書』
- ⑥『パキスタン国民間セクター活性化のための産業強化調査（プロジェクト研究）ファイナルレポート』（2006.11）
- ⑦『パキスタン国産産業育成協力プログラム（カラチ投資環境整備）準備調査ファイナルレポート』（2012.9）
- ⑧『パキスタン・イスラム共和国技術教育・職業訓練プロジェクト形成調査報告書』（2007.10）

（５）評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

- ① 実施時期：2014年1月15日(水)（予定）
（詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
- ② 実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室
- ③ 実施方法：

- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・プレゼンテーションでは、簡易プロポーザルの「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

(6) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上